

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	芦屋市 健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、健康増進事業において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	市民の健康保持及び適切な医療への指導をし、病気の早期発見と早期治療、健康の維持・増進のための事業を行うに当たり、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 対象者の抽出に関する事務 2 受診券の発行及び通知に関する事務 3 健診（検診）の実施に関する事務 4 健診（検診）受診情報の取り込みに関する事務 5 統計資料の作成に関する事務 6 各事業の受診結果の情報管理に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ、健康管理システム標準準拠システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する手続（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用の範囲）別表の111の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報提供の制限）に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表（表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち139の項 （表における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）に「市町村長」を含む項のうち139の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター
②所属長の役職名	健康増進・母子保健担当課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14番9号 芦屋市役所 こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する [9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への教育研修を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Iー5ー②	越智 恭宏	近田 真	事後	
平成30年4月1日	Iー5ー②	近田 真	細井 洋海	事後	
平成31年4月1日	表紙 評価実施機関名	芦屋市	芦屋市長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	細井 洋海	健康課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども・健康部健康課	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14番9号 芦屋市役所 こども・健康部健康課	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	【様式変更に伴う記載内容追加】	事後	
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市民の健康保持及び適切な医療への指導をし、病気の早期発見と早期治療、健康の維持・増進のための事業を行うに当たり、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1 対象者の抽出に関する事務 2 受診券の発行及び通知に関する事務 3 健診（検診）の実施に関する事務 4 健診（検診）受診情報の取り込みに関する事務 5 統計資料の作成に関する事務	市民の健康保持及び適切な医療への指導をし、病気の早期発見と早期治療、健康の維持・増進のための事業を行うに当たり、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1 対象者の抽出に関する事務 2 受診券の発行及び通知に関する事務 3 健診（検診）の実施に関する事務 4 健診（検診）受診情報の取り込みに関する事務 5 統計資料の作成に関する事務 6 各事業の受診結果の情報管理に関する事務	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報提供の制限）別表第2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 別表第2 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条の1、第50条の2 （情報照会の根拠） 別表第2 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条の1、第50条の2	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・健康部健康課	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	健康増進・母子保健担当課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係	芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	芦屋市役所 こども・健康部健康課	芦屋市役所 こども福祉部こども家庭室こども 家庭・保健センター	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合番号利用連携 サーバ、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合番号利用連携 サーバ、中間サーバ、健康管理システム標準 準拠システム	事前	
令和6年5月27日	I-3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する手続(番号法)(平 成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の 範囲)別表第1の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号) 第54条	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する手続(番号法)(平 成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の 範囲)別表の111の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号) 第54条	事後	法改正等に伴う改正
令和6年5月27日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報提供の制限)別 表第2 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 別表第2 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 50条の1、第50条の2 (情報照会の根拠) 別表第2 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 50条の1、第50条の2	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報提供の制限)に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち139の項 (表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項 のうち139の項	事後	法改正等に伴う改正
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	